

令和元年度

第4回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 令和元年7月5日（金） 午後1時30分～

場 所 庄原市市役所5階第1委員会室

議案1 農地法第3条の規定による許可について

議案2 農用地利用集積計画（8月1日公告）の決定について
及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案3 庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について

議案4 農地法第5条の規定による許可について

議案5 非農地証明申請について

追加議案 農地を取得する場合の下限面積について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄		○
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

藤谷敏美、戸井章矩

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	石田 泰清		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	石田豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	山口 博昭		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、令和元年度第4回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 23 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。13番明賀委員、15番柳生委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議長：それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号11から15について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7 番三吉委員 12 番について農機具がないが大丈夫か。

議 長：担当委員のほうからお願いします。

17 番金本委員 近隣の方へ草刈など必要なときは機械作業は頼んでおられます。

議 長：そのほかありませんか。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 11 から 15 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議 長：「農地法第 3 条の規定による許可について」受付番号 11 から 15 を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画（8 月 1 日公告）の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和元年 6 月期の申出分については、別紙「令和元年 8 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、「農用地配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされています。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案3「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：庄原農業振興地域変更計画内訳表 資料により説明。以下略)

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により本市農業振興課から本市農業委員会に対してこの計画変更への意見を求めています。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7番三吉委員 今後、転用申請が出てくると思うが、ほ場整備が施されている農地が2筆あり、第1種農地と思われるが、転用許可は見込める状況なのか。

議 長：担当農業委員さんよりお願いします。

8番増谷委員 位置的にも集団農地の一番端であり、集落との接続もある立地条件であるため転用許可が見込まれるものと判断しております。

議 長：つづいて高野地域についてお願いいたします。

事務局：高野地域についても位置的にも集団農地の一番端であり、集落との接続もある立地条件であるため転用許可が見込まれるものと判断しております。

7番三吉委員 これ以外に1種農地はないですね。

事務局：今回は以上の2筆と判断しております。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「庄原農業振興地域整備計画の農用地計画変更について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号16について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号16

位置等：説明資料の3ページと4ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。受付番号16について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員決定されました。

議長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。受付番号13から17について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号13

位置等：説明資料の3ページと5ページに記載

潰廃事由：申請地は平成2年ごろから畑として利用なくなり現在に至る

現地確認：現地は低木、雑草が生い茂り、また、崩れかけた耕運機が1台程度はいる農具庫があり農地への復元は困難

受付番号14

位置等：説明資料の3ページと6ページに記載

潰廃事由：平成4年に地区のは場整備事業があり、区画整理の関係で申請部分を分筆し、その後1125番1と一体利用されているものである。

現地確認：現地は、細長く延びた形状で、隣接する雑種地に取り込まれており、今後、農地としての利用は考えられず非農地と確認

受付番号15

位置等：説明資料の3ページと7ページに記載

潰廃事由：平成元年に母が家を新築したときに、申請地を含めて造成整地し、宅地として一体利用し、現在に至っているものである。

現地確認：現地は、隣接する宅地に取り込まれており農地へ復元は困難で非農地と確認

受付番号16

位置等：説明資料の3ページと8ページに記載

潰廃事由：周辺を宅地に囲まれた場所で平成10年頃に道路の拡張に伴い倉庫の移転を行いその大半を宅地として利用しておりました。

現地確認：現地は、倉庫は崩されていましたが、表面は硬く、周辺宅地と一体化しており農地としての利用は考えられず、また、農地として復元も困難で非農地と判断

受付番号17

位置等：説明資料の9ページと10ページに記載

潰廃事由：昭和58年頃、父が畑を埋め戻し宅地とし現在に至る。

現地確認：現地は宅地となっており農地として復旧することが困難

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号13から17を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号13から17について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：つづいて会長報告を行います。

6月7日 広島県農業会議 会長、事務局長会議

6月14日 ウーマンネット広島 役員会

6月18日 広島県農業会議常設審議会

6月21日 比和農地パトロール

6月24日 口和農地パトロール

6月26日 広島県農業会議 総会

7月3日 ウーマンネット広島 総会及び研修会

※青才委員によりウーマンネット広島の総会及び研修会の報告

※堀江委員から板橋小学校の課外授業への協力について報告

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(農地係長が、その他事項について説明)

※「農地を取得する場合の下限面積について」当日、議案追加とされたので下記の通り記載します。

議 長：農地を取得するときの下限面積の引き下げについて 農業委員会方針案について説明がありましたが、ご意見をお願いいたします。

16番高坂委員 要件の(2)「農地のすべてまたは一部が遊休農地になる可能性があること。」とあるが、遊休農地になるものでないか。

事務局長 所有者がいなくなることで管理者がいなくなり、当然に遊休化するおそれが出るだろうということで記載している。誤解がないようにもう少し文言整理を行う。

6番木村委員 10アール以上を取得する方も同様の扱いをするのか。

事務局長 方針案のとおり住宅に付属する農地で特別の適用をすることとなっても庄原市農業委員会の下限面積は原則10アール以上でありますのでそのような場合は、これまでと同様の扱いとなる。

6番木村委員 下限面積以外は3条許可要件は基本同じであるはず、取得後5年という規定はいかなものか。

事務局長 そのあたりは、役員会で検討する。

7番三吉委員 方針案に反対するものではありませんが、申請書の様式については、申請者は誰が書くのかやそのうえで誓約事項は誰が誓約するのかなど少し整理した方が良いと思います。両者申請にする方法もあると思います。

事務局長 役員会で検討していただきます。

議 長：そのほかご意見ありませんか。

(なし)

議 長：できれば今回、方針案について賛否をお願いしたいと思います。事務局から説明させます。

事務局長：農地を取得するときの下限面積の引き下げについて、申請書の整理や要件等の整理を役員などで整理していただこうと思いますが、本日、方針(案)を緊急議案とさせていただき、当会で採決いただくということについて出席委員様にお伺いいたします。

議 長：緊急議案として採決いただくことでよろしいですか。

(異議なしの声)

議 長：それでは採決を行います。本日配布資料の「農地を取得するときの下限面積の引き下げについて」の方針案について賛成の委員の挙手を求めます。なお、方針案と併せて示している資料の要件等の文言、様式の最終整理を先ほどの委員からの意見を元に役員会に一任することも合わせておはかりします。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：その他の事項について引続き事務局から説明してください。

(農地係長が、その他事項について説明)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時55分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和元年7月5日

議 長
(道下和子)

13番委員
(明賀 美伸)

15番委員
(柳生 卓三)